相模原市にお住まいの方へ

私学助成幼稚園（令和8年度用）

給食費（副食費）の請求方法について
（実費徴収補足給付事業）

★ご注意ください★

請求には、『領収書』の添付が必要です。**請求書の請求者は、『領収書』の保護者名と一致**させてください。
なお、給食費の領収書は幼稚園へ発行を依頼してください。

請求が必要な方

「年収360万円未満相当世帯の子ども」または
「小学校3年生までの子どもから順に数えて3人目以降の子ども」
の保護者　※認可外保育施設に通う児童及びどこの園にも通っていない未就学児は除く。

提出締切

令和8年9月25日（金）：令和8年4月～令和8年8月利用分
※上記以降の請求も可能ですが、原則として上記締切内にご請求ください。
　なお、請求可能な時効は5年です。

提出先

〒252－5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所　保育課　教育・保育推進班
※原則**郵送**です。

必要書類

（1）請求書（原則として複数月分を1枚の請求書で請求）
※相模原市ホームページからダウンロードも可能です。

（2）領収書（請求月分）　※園から受け取ってください。

（3）通帳のコピー等（初回請求時または振込先口座の変更時）
※請求者もしくは配偶者の口座をご指定ください。
※可能な限り横浜銀行の口座をご指定いただきますようお願いいたします。

→裏面もご確認ください。

請求可能な金額

給付の対象は給食費のうち、副食費（おかず代）となります。
※**標準の教育時間に係る給食費が対象**となり、平日の預かり保育や長期休業中の預かり保育に係る給食費は対象外です。

対象月：令和8年4月分～令和8年8月分

対象額：月額5，100円と実際のお支払額を比較して、低い方の金額

Q&A

Q1　給食費全額が給付の対象ですか。
A1　給付の対象は副食費（おかず代）のみ（月額5，100円まで）となります。主食費（ごはん代）は給付対象外のため請求できません。

Q2　週3回の給食（園提供）と週2回のお弁当を持参しています。お弁当は対象となりますか。
A2　お弁当は対象外です。園が提供した給食のみ対象となります。

Q3　お弁当を持参していますが、お弁当時に牛乳（お茶）のみ提供され、牛乳（お茶）代を支払っています。対象となりますか。
A3　牛乳（お茶）代は給付の対象となります。

お振込み

請求月から2か月以内

※通帳には、「ホイクカキユウフヒ」（保育課給付費）または「ホイクカ．サガミハラシ」（保育課．相模原市）と印字されます。

問い合わせ先

〒252-5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所　保育課　教育・保育推進班（市役所本館4階）
電話　042－769－8341（直通）※『補足給付事業について』とお問い合わせください。